

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の経過措置を定めます。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行します。